



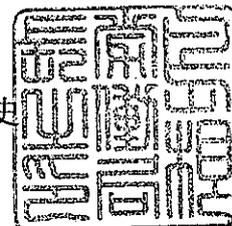
最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

島根労働局一般公示第25号

島根地方最低賃金審議会は、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、島根県の区域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和7年9月16日までに、島根地方最低賃金審議会（松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階 島根労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年9月5日

島根労働局長 岩見 浩史





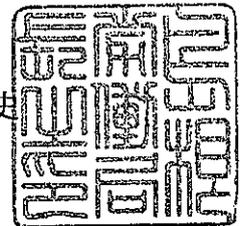
最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

島根労働局一般公示第26号

島根地方最低賃金審議会は、島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、島根県の区域内ではん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和7年9月16日までに、島根地方最低賃金審議会（松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階 島根労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年9月5日

島根労働局長 岩見 浩史





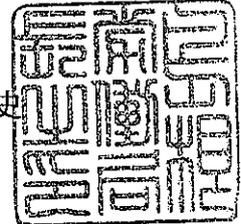
最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

島根労働局一般公示第27号

島根地方最低賃金審議会は、島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、島根県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和7年9月16日までに、島根地方最低賃金審議会（松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階 島根労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年9月5日

島根労働局長 岩見 浩史





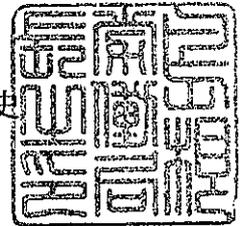
最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

島根労働局一般公示第28号

島根地方最低賃金審議会は、島根県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、島根県の区域内で自動車・同附属品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和7年9月16日までに、島根地方最低賃金審議会（松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階 島根労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年9月5日

島根労働局長 岩見 浩史





最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

島根労働局一般公示第29号

島根地方最低賃金審議会は、島根県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くので、島根県の区域内で自動車（新車）小売業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和7年9月16日までに、島根地方最低賃金審議会（松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階 島根労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年9月5日

島根労働局長 岩見 浩史

